

# 令和7年度文京区会計年度任用職員 (親子関係再構築支援員)募集案内

令和7年2月12日  
文京区

## ●受付期間(必着)

持参・郵送

令和7年2月14日(金)～令和7年2月28日(金)

### 1 職種、採用予定数等

職種	採用区分	採用予定	勤務形態	勤務先	職務内容
親子関係再構築支援員	会計年度任用職員	1人	週29時間	文京区 児童相談所	・児童福祉司と連携しながら、施設入所児童、一時保護児童等と親子や家族との関係調整に係る業務等

### 2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する方
- ア 児童福祉司の任用資格を有する方
  - イ 児童指導員の任用資格を有する方
  - ウ 社会福祉士の資格を有する方
  - エ 精神保健福祉士の資格を有する方
  - オ 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方
  - カ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学もしくは社会福祉学を専修する学科または相当する課程を修めて卒業した方
- (2) 児童福祉施設等で児童福祉関係の業務に携わった経験のある方
- (3) 児童福祉に対する見識と熱意がある方
- (4) 事務処理(Excel、Word等のパソコン操作を含む)について一定程度の能力を有する方
- ・以下に該当しない方
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 文京区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、採用後1月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※勤務成績が良好等の要件を満たせば、再度任用される場合があります。

### 4 選考内容

#### (1) 選考方法等

選考方法	所定の申込書による書類選考(課題式作文(心構え)を含む。)及び面接 ◆ 書類選考を通過した方のみを対象に面接選考を行います。 (書類選考の結果は、受験者全員に通知します。) ◆ 申込書は返却しません。
面接実施日	令和7年3月5日(水)または3月13日(木)(予定)
場所	文京区児童相談所開設準備室 文京区小石川3丁目14番7号

◆ 面接選考の詳細は、書類選考合格者に対して別途ご連絡します。

(2) 最終合格発表

結果発表	令和7年3月中旬(予定) (合否にかかわらず、面接選考受験者全員に通知します。)
------	---

5 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、110円切手を貼った返信用封筒【長形3号(120×235ミリ)に、郵送先(自宅等)の郵便番号、住所及び氏名を記載】とともに申し込んでください。

※ 書類の記載に当たって、消せるインクのボールペンは使用しないでください。

申込方法	郵送又は持参 ◆ 郵送による場合は、封筒表面に「採用選考(職員課会計年度任用職員)提出書類在中」と赤字で明記し、 <u>簡易書留により郵送してください。</u> なお、 <u>簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。</u>
申込期間	令和7年2月14日(金)から令和7年2月28日(金)まで ◆ 期間内到着分のみ受付【必着】
申込先	(郵送先) 〒112-0002 東京都文京区小石川3-14-7 文京区子ども家庭部 児童相談所開設準備室 <u>(ご持参される場合には、文京区子ども家庭部 児童相談所までお越しください)</u> お問い合わせ先：電話(03)3811-5211(直通)
受付時間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(12月29日から翌年の1月3日までを含む。)を除く 午前8時30分から午後5時15分まで

6 勤務条件

報酬	月額233,944円(地域手当相当額を含む。) ※ 特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」等により、採用まで及び任用期間中に報酬月額等が改定される場合があります。 ※ 別途、運賃等相当額(上限あり)を加算します。 ※ 月途中からの任用の場合、日割りで報酬を計算し、支給いたします。 ※ 勤務条件に応じて期末手当及び勤勉手当が支給されます。
勤務日	1週間のうち4日間(祝日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)は休日とするほか、週の勤務日数に応じて週休日を設定します(不規則勤務となる場合を除く。))
勤務時間	週29時間
休暇等	年度で96時間(4月採用・週4日勤務の場合)の年次有給休暇のほか、慶弔休暇、短期の介護休暇等が設けられています。
服务等	地方公務員法に規定するサービスの各規定(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等)が適用されるとともに、人事評価、分限処分及び懲戒処分の対象となります。

7 社会保険

社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険の適用となります。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

◎ この選考に関するお問合せは、上記申込先にて取り扱います。